

被災住宅の応急修理の事前検討のための
ポイント(案)

平成 27 年 3 月

平成 28 年 3 月改定

国土交通省四国地方整備局

目次

1. はじめに	・ ・ ・ ・ ・ 1
2. 災害救助法等による被災住宅の応急修理	・ ・ ・ ・ ・ 3
2-1. 災害救助法の目的	・ ・ ・ ・ ・ 3
2-2. 災害救助法適用による被災住宅の応急修理制度	・ ・ ・ ・ ・ 3
2-3. 市町村独自の住宅の応急修理制度	・ ・ ・ ・ ・ 4
3. 四国での応急修理の事前検討の必要性	・ ・ ・ ・ ・ 5
3-1. 南海トラフの巨大地震の被害想定	・ ・ ・ ・ ・ 5
3-2. 東北被災地での応急修理実績	・ ・ ・ ・ ・ 7
3-3. 四国四県での役割分担	・ ・ ・ ・ ・ 7
3-4. 阪神淡路被災地の実情	・ ・ ・ ・ ・ 8
3-5. 東北被災地の実情	・ ・ ・ ・ ・ 9
3-6. 被災住宅の応急修理の問題点	・ ・ ・ ・ 12
3-7. 事前準備の必要性	・ ・ ・ ・ 12
4. 被災住宅の応急修理の手順	・ ・ ・ ・ 14
4-1. 県と市町村の役割分担	・ ・ ・ ・ 14
4-2. 被災住宅の応急修理のフロー（案）	・ ・ ・ ・ 14
5. 被災住宅の応急修理の事前検討における着眼点・留意点	・ ・ ・ ・ 17
5-1. 体制整備について	・ ・ ・ ・ 17
5-2. 応急修理業者との連携について	・ ・ ・ ・ 17
5-3. 被災住宅の応急修理の実施について	・ ・ ・ ・ 19

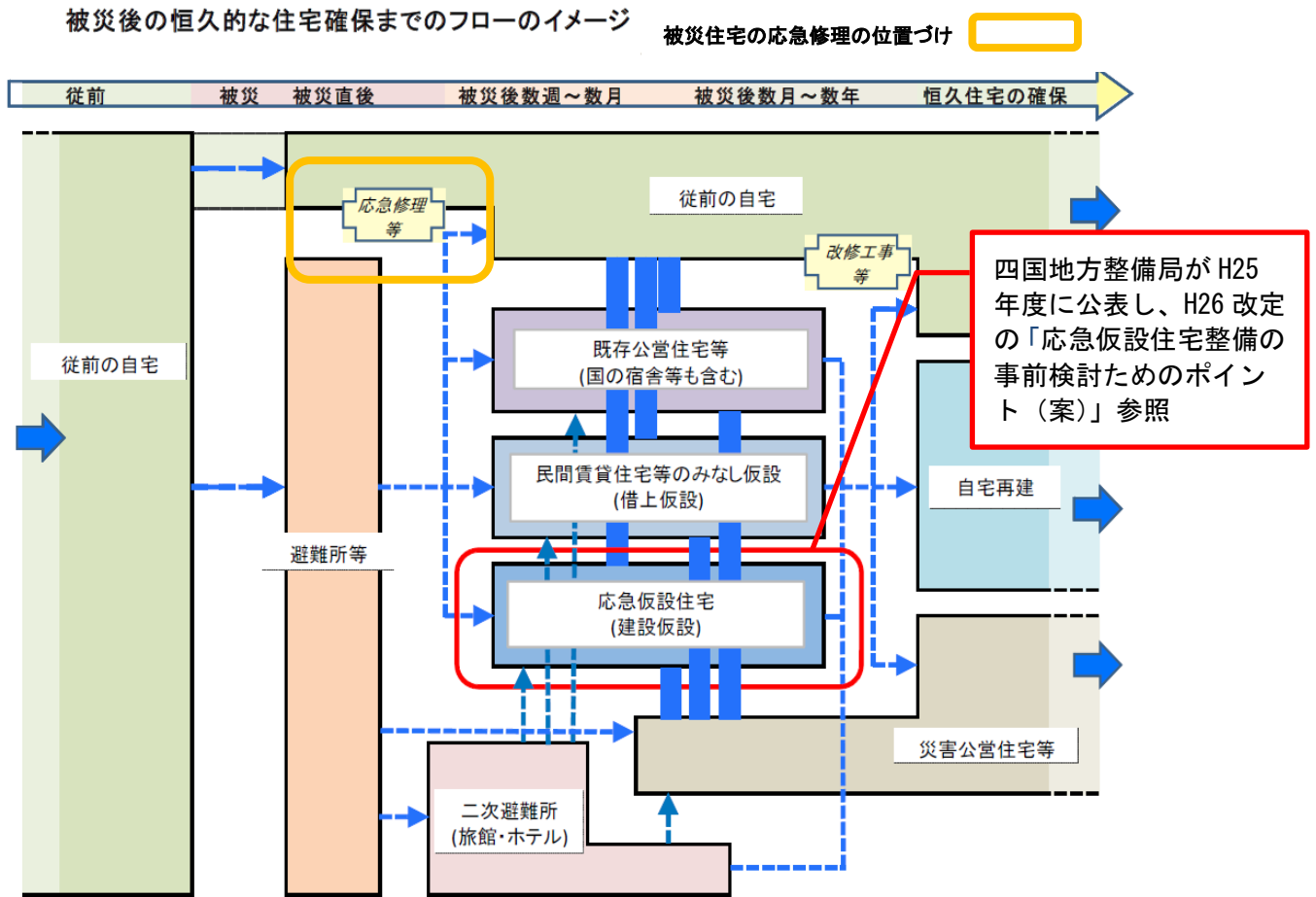
1. はじめに

- ・南海トラフ巨大地震においては、非常に多くの家屋が被災し、多数の避難者が発生すると考えられます。しかし、その全ての被災者が指定避難所に収容され、その後の応急仮設住宅、災害復興住宅に入居していただくことは、応急仮設住宅、災害復興住宅の建設用地の問題、建設事業費等の財政上の問題、対応する職員数の問題等で困難な状況が想定され、避難所生活が長期化する恐れがあります。そのことを回避するために、自宅で生活できる方々には、いち早く自宅へ戻っていただく必要があります。
- ・住宅が被害を受けても、被災者ができる限り自宅で生活を続けながら、地域の復旧・復興を行うことは、以下の面で有効です。
 - ①避難所の早期解消や、応急仮設住宅・災害復興住宅等の需要抑制につながる。
 - ②被災者が可能な限り地域に留まって復興まちづくりを進める足掛かりを確保することが可能である。
- ・大規模災害が発生すると災害救助法が適用されることとなりますが、被災住宅を速やかに応急修理するためには、県と市町村の適切な役割分担のもと、平常時から準備を進めておくことが必要です。
- ・本冊子は、被災住宅の応急修理に関し、平常時に事前に検討しておくことのポイントを整理したもので、東北被災地でのヒアリング（平成 27 年 1 月 26～27 日、宮城県、石巻市、多賀城市）や以下の資料を参考に作成しています。
- ・なお、大規模災害が発生した際に、**何よりも大事なことは、「被災者が一刻も早く安全・安心な生活を取り戻すこと」**であり、被災住宅の応急修理をすること自体が目的ではないことにご留意願います。

【参考資料】

- ・南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（内閣府 HP、平成 24 年 8 月）（以下「内閣府資料 1」という。）
- ・復興対策マニュアル事例集（内閣府（防災担当）、平成 22 年 12 月）（以下「内閣府資料 2」という。）
- ・災害救助法の運用と実務－平成 26 年度－（災害救助実務研究会、平成 26 年 9 月、第一法規㈱発行）
- ・宮城県東日本大震災検証記録誌（中間報告）（宮城県、平成 26 年 2 月）（以下「宮城県資料」という。）
<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/kt-chuukanhoukoku.html>
- ・東日本大震災における住宅の応急修理実施要綱（宮城県、平成 23 年 4 月 1 日）（以下「宮城県実施要綱」という。）

- 被災後の恒久的な住宅確保までのフローのイメージを下図に示します。



出典：国交省資料を加工

2. 災害救助法等による被災住宅の応急修理

2-1. 災害救助法の目的

災害救助法（最終改正：平成 26 年 5 月 30 日法律第 42 号）の目的は、「災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ること」とされています。また、災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例人口 5,000 人未満住家全壊 30 世帯以上）に行います。救助の種類は、①避難所、応急仮設住宅の設置、②住宅の応急修理等、10 種類あり、救助に要する費用は都道府県が支弁し、100 万円以上となる場合は、その額の都道府県の普通税収見込額の割合に応じ国が負担します。

2-2. 災害救助法適用による被災住宅の応急修理制度

住宅の応急修理は、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、被災者の居住の安定を図るものです。

災害救助法には、適用した場合の応急修理の規模や国庫負担の対象となる費用の限度が定められています。以下に主な内容を示します。

(1) 対象となる者

- ・住家が半壊、半焼し、自らの資力により応急修理をすることができない者
 - ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊、半焼した者
- ※東日本大震災では、住家が半壊、半焼の証明として「り災証明」を必要としています。
- ※大規模半壊以上の世帯については資力は問われませんが、半壊の場合は収入要件を満たす必要があります（P-19 参照）。
- ※応急仮設住宅に入居していないことが条件となります。

(2) 国庫負担の対象となる費用の限度額及び応急修理の範囲

- ・地震の被害と直接関係のある修理のものが対象となります。
 - ・応急修理の面積について特にその制限はありません。
 - ・居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分及び日常生活に欠くことのできない破損個所が対象となります。
- (例) ①屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
②ドア、窓等の開口部の応急修理
③上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
④衛生設備

※宮城県実施要綱に示される事例を P-19, 20 に示します。

- ・1 世帯当たり 54 万 7 千円以内（平成 26 年度基準）です。
- ・応急修理費の一部を本人に負担させることを禁止していません。1 世帯当たり 54 万 7 千円以内に限り国庫負担の対象とすることとなります。

(3) 応急修理の期間

- ・災害発生の日から1ヶ月以内
 - ・1ヶ月の期間内に修理を完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議し、必要最小限度の期間を延長することができます。
- ※東日本大震災(平成23年3月11日発災)では、宮城県で平成24年1月31日まで、仙台市は平成24年3月31日受付分まで認められました。

2-3. 市町村独自の住宅の応急修理制度

東日本大震災では、石巻市において、災害救助法適用による住宅の応急修理制度の受付時期を逸し、この制度を利用することができなかった被災者を対象とし、市独自で「被災者住宅応急修理補助金」を交付しています。住宅応急修理の範囲及び箇所等の内容は、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度と概ね同様です。このように、東日本大震災では、市町村が独自で制度を設けた例が多くあります。

3. 四国での応急修理の事前検討の必要性

3-1. 南海トラフの巨大地震の被害想定

(1) 発生確率

南海トラフを震源とする地震の規模と発生確率は、文部科学省地震調査研究推進本部において次のように発表されています。

表南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）（平成27年1月）

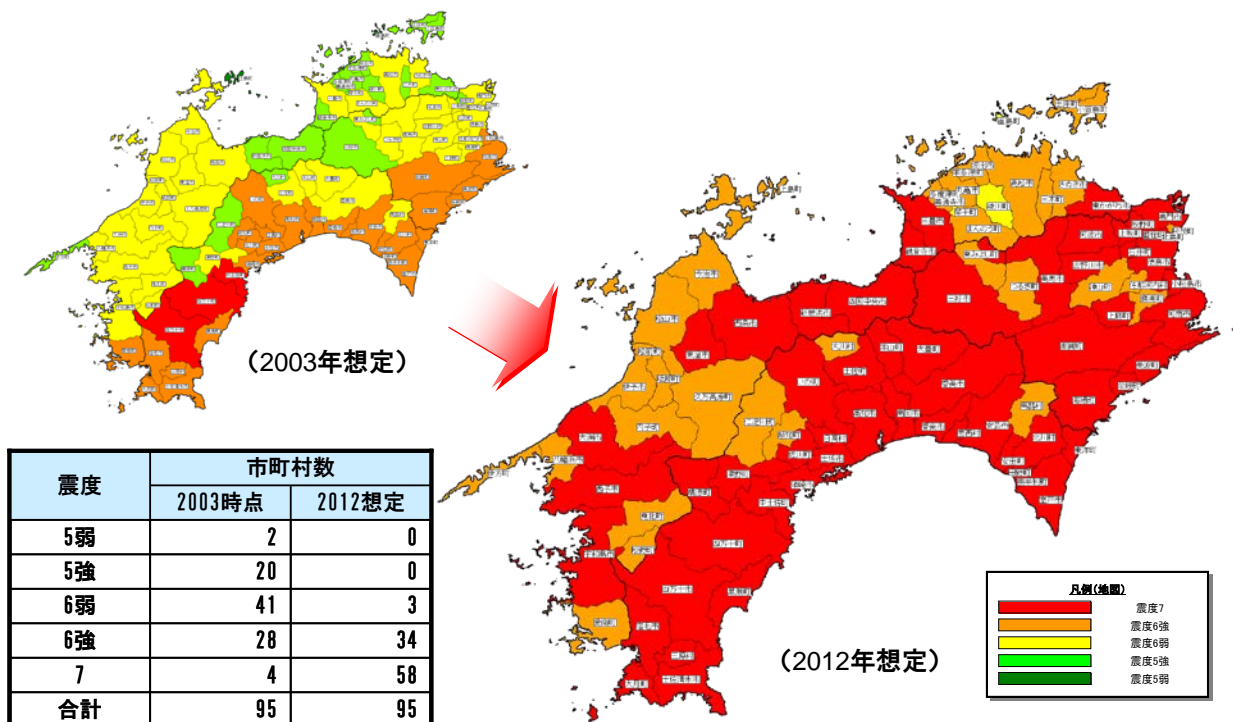
領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生
		30年以内
南海トラフの地震	M8～M9クラス	70%程度

(2) 南海トラフ巨大地震の被害想定

このうち、最大クラスの南海トラフ巨大地震において、四国地方が大きく被災するケースでは、四国全体の死者数は約8.7万人、全壊戸数は約61万棟と想定されています。

(3) 震度の分布

四国地方における最大震度をみると、2003年の中央防災会議の公表では、震度7が想定されていた市町村は4つでしたが、新たな想定（内閣府資料1）では58の市町村（四国県内の6割の市町村）に拡大しています。



(4) 津波による最大浸水面積

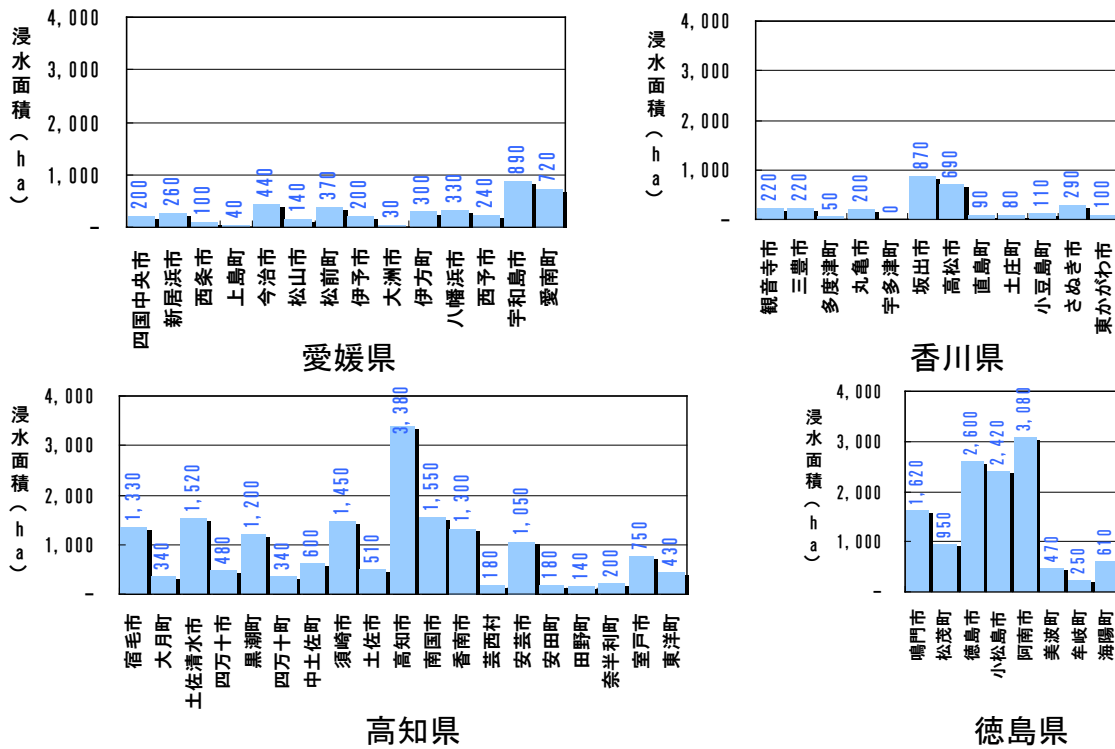
内閣府資料によれば、四国地方における最大浸水面積(浸水深+1cm以上)をみると、高知県で15,780ha(ケース④*)、徳島県で11,750ha(ケース③*)、愛媛県で4,050ha(ケース⑪*)、香川県で2,790ha(ケース④*)と広範囲の被害が想定されています。特に、高知県、徳島県や愛媛県の太平洋側では、10m以上の浸水深が想定される地域もあり、甚大なる被害が危惧されています。

※上記のケースとは、南海トラフの巨大地震の被害想定 of 検討ケースをいう(内閣府資料)。

ケース③: 「紀伊半島～四国沖」に「大すべり域+超大すべり」域を設定

ケース④: 「四国沖」に「大すべり域+超大すべり」域を設定

ケース⑪: 「室戸岬沖」と「日向灘」に「大すべり域+超大すべり」域を設定



※グラフは各市町村の浸水深+1cm以上の最大浸水面積

3-2. 東北被災地での応急修理実績

応急修理を行った住宅は、宮城県内で半壊した住宅の39.1%、沿岸部の石巻市では92.0%でした。

東北被災地でのヒアリングによれば、沿岸部の石巻市の修理実績率が高いのは、浸水域で水につかったため、全壊扱いとされた住宅が、水が引くと軽微な損傷であったことが判明し、応急修理を活用して修復した事例も含まれるためとのことでした。高知県、徳島県、愛媛県の太平洋側では10m以上の浸水深が想定される地域もあり、甚大なる被害が危惧されているため、被災住宅の応急修理の活用が重要となります。

※東北被災地でのヒアリングによれば、応急修理棟数と半壊棟数の関係は以下のとおりです。

○宮城県の例（宮城県HPによる、平成27年1月9日）

応急修理を行った住宅（60,648棟）／半壊した住宅（155,126棟）×100%=39.1%

○石巻市の例（宮城県HPによる、平成27年1月9日）

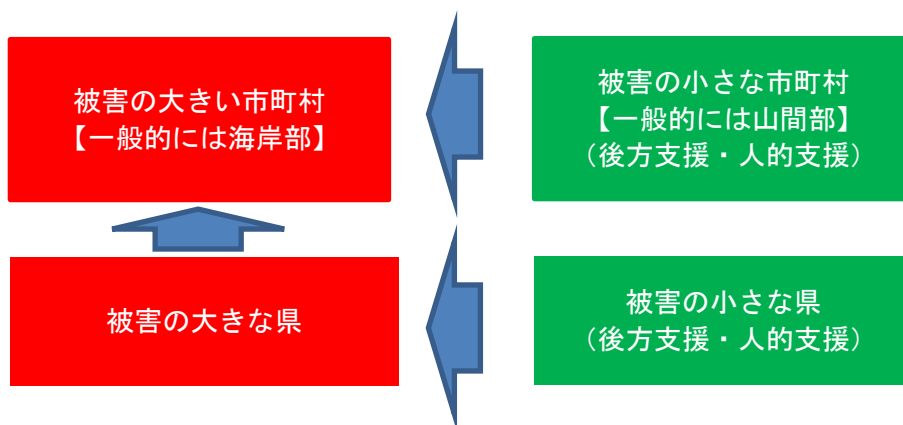
応急修理を行った住宅（12,000棟）／半壊した住宅（13,045棟）×100%=92.0%

※半壊した住宅には床上浸水を含む（出典：宮城県HP）。

<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/km-higaizyoukyou.html>

3-3. 四国四県での役割分担

東日本大震災の教訓に「このような広範囲かつ甚大な被災状況においては、1県のみでの対応は不可能であり、他自治体等との連携・協力が不可欠である」ということがあります。南海トラフ巨大地震は、その規模からして東日本大震災に匹敵する広域災害となる可能性があるため、災害予防対策や災害応急対策において、市町村間や四国四県の連携が必要となります。



3-4. 阪神淡路被災地の実情

(1) 神戸市における被災住宅の応急修理の実施準備から完了までの経過

(出典：内閣府資料2、P-124を加工)

発災後	年月日	内容
0日	平成7年 1月17日	阪神淡路大震災発災
約10日	1月下旬	住宅応急修理の実施については、震災直後から検討したが、下記の理由により実施をしばらく見合わせる。 ①余震が続いており、応急的な修理では安心して家に戻って下さいと言えない。 ②災証明の発行が始まったばかりで、半壊・半焼の認定ができない。 ③膨大な数にのぼるとされる対象戸数に対して、修理にあたる業者の手配が不可能に近い。
26日	2月12日	兵庫県から実施内容について事務連絡(要件) ①修理対象箇所台所、トイレ、居室、屋根 ②経済的理由で自らでは修理できないもの ③借家は対象外
35日	2月21日	兵庫県から要件の変更通知「震災で失業した者も対象とする」
約40日	2月下旬	余震が減少し、ライフラインも復旧してきたので、実施準備本格開始 (検討課題) 工事範囲、修理方法、経済的条件の確認方法、PR方法受付場所、作業スペースの確保、部内の実施体制、局内の応援体制等 「阪神間の各都市も実施準備中」との情報が入る。
45日	3月3日	神戸市建築協力会に協力依頼、実施体制に不安が残るも即時快諾 兵庫県から要件の変更通知「借家も対象とする」
55日	3月13日	実施内容について記者発表
56日	3月14日	「住宅応急修理事務所」を貿易センタービルに開設市広報紙「こうべ地震災害対策広報第17号」にて広報 「申込書」を各区役所、支所等へ配付
59日	3月17日	申込み受付開始(郵送)
68日	3月26日	申込み受付終了(特別の事情のあるものを除く)
69日	3月27日	業者による現地調査及び修理開始
約160日	6月下旬	実施予算要求(7月市会、補正予算)
195日	7月31日	応急修理終了

(2) 課題(出典：内閣府資料2、P-124~125)

神戸市における被災住宅の応急修理の課題を以下に示します。

- ・当事業の資格要件、修理の内容等は知事が定め、実施は知事が市長に委任し実施することになっている。資格要件、修理の内容等には、市としても日頃から検討を加え、緊急時に備えること。(実施時に、資格要件、修理の内容等について、検討す

る時間的余裕はない。)

- ・受付期間は余裕を持って決定すること。受付期間に関する苦情が多かった。
- ・広報には、配慮すること。通常の広報では被災者に伝わりにくい。受付期間、資格要件、修理の内容等できるだけ分かりやすく、簡潔に行う必要がある。
- ・施工は神戸市建築協力会災害対策本部会員に依頼したが、直接、申請者と面談していただいたため、次の点について、大変なご苦労をかけた。
 - ①申請者との連絡が取れず、着工までに平常時の数倍の日数を要した。
 - ②1件あたり最大工事価格が税込みで、29.5万円の枠に対する理解を得ること
 - ③修理箇所の限定に対する理解を得ることが必要で、特に浴室については強い不満があった。
 - ④電話連絡が取れず、何度も足を運んだ。
 - ⑤完了まで約5ヶ月を要し、制度の趣旨に沿っているのかという苦情を受けた
 - ⑥申請者は高齢者が多く、家具や荷物の移動も手伝ったり、工事内容の説明に手間取った。

3-5. 東北被災地の実情

(1) 宮城県における被災住宅の応急修理の実施準備から完了までの経過

(出典：宮城県資料を加工)

発災後	年月日	内容
0日	平成23年 3月11日	東日本大震災発災
7日	3月18日	県では災害救助法に基づく住宅の応急修理の円滑な実施に向け、建築関係団体に対して、構成員に対する制度の周知と実施にあたっての協力を要請した。
11日、19日	3月22、30日	県では、市町村に対して、関係職員を集めて説明会を開催した。
12、13日	3月23、24日	県により、津波被害が甚大だった気仙沼市、南三陸町、女川町については個別訪問し説明を行った。
7日以降	3月18日以降	県は市町村や県民からの問い合わせ等に対応するとともに、マンションの共用部分の取扱い等具体的な制度に関する相談に対応した。判断困難事例や制度そのものに係る疑義等は厚生労働省への問い合わせ等で対応した。 具体的な応急修理の実施が市町村においてなされるよう、建築関係業者リストの提供を行った。ただし、被害の規模や業者自身が被災している状況等を踏まえ、当該市町村の区域以外の業者も応急修理に広く参入することで可能な限り早期に工事が完了するよう、また、市町村は国と協議して市町村ごとの応急修理業者の指定は行わないこととした。なお、通常であれば工事完了期限を設定して実施すべきところを、当分の間として状況を踏まえながら申込受付期限のみを先に設定した。

21日	4月1日	県は厚生労働省との協議を経て「東日本大震災における住宅の応急修理実施要領」を決定し、県内市町村に周知するとともに、併せて様式等の記載例やQ&Aについても作成し配布した。
23日、36日	4月3、16日	県は被災者に向けて、新聞5社に住宅の応急修理制度に係る県からのお知らせを掲載した。
51日	5月1日	県は被災者に向けて、県政だよりに住宅の応急修理制度に係る県からのお知らせを掲載した。
51日以降	5月1日以降	<p>県は随時、新聞や県政だよりにより県からのお知らせを掲載し、制度の周知に努めた。また、建築関係団体に対しては、見積書の様式や記載例等をホームページに掲載するなどして実施にあたっての情報提供を行った。</p> <p>県では、今回の震災における住宅の応急修理の実施にあたり、工事業者が不足する中で迅速な修理を行うため、宮城県建設職組合連合会、(一社)みやぎ中小建設業協会及び宮城県優良住宅協会に協力を依頼するなど、様々な機会を通じて被害の少ない地域の業者に被害の大きな地域への支援を要請し、事業の円滑化を図った。</p>
111日	6月30日	<p>今回の地震では、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度が、厚生労働省の通知によりマンションの共用部分にも適用され、県より方針を示した。</p> <p>厚生労働省通知： http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001hkc0-att/2r9852000001hl2y.pdf</p>
325日	平成24年1月30日	住宅の応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了することとされているが、今回の震災においては被害が著しく甚大であり、修理業者の被災や住家被害認定(り災証明書発行)の長期化等の影響があったことから、特別基準により運用され平成24年1月31日までの受付分が認められた。
385日	3月30日	<p>仙台市においては、「り災証明」の発行遅延を理由に厚生労働省と別途協議し、平成24年3月30日受付分までが認められた。</p> <p>この日をもって県内全自治体の受付は終了した。</p>
385日以降	3月30日以降	市町村において、受付終了時期について広報誌等を通して周知徹底を図った。
528日	8月20日	石巻市では、住宅の応急修理制度を利用することができなかった被災者を対象とし、市独自で「被災者住宅応急修理補助金」を交付した。住宅応急修理の範囲及び箇所等の内容は、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度と同様である。受付期間は平成25年3月29日までとした。

(2) 課題（出典：宮城県資料、P-523～526）

- ・今回の震災は、広域災害であったため修理を要する住宅が多く、住宅の修理を担う応急修理業者（以下「業者」という。）が不足したため、修理に時間がかかった。そのため、市町村の応急修理業者の指定事務を行わず、「地域以外の業者」も広く参入できるようにした。今後、工事完了を早め被災者の生活安定を図るには、地元の建設業を活かしつつ全国の建設業関連団体の広域応援体制構築のための応援協定を検討するなど、民間団体との連携や調整が必要である。
- ・被災者が広域避難したことや、被災した住宅の被害認定（り災証明）のための調査にも時間を要したことなどから、早期に応急修理を申請することが困難であった。そのため、県では、災害直後に居住できるように被災した建物を修理するという応急修理制度を柔軟に運用、締切を「当分の間」と定めた。
- ・一部の市町村では管内の被害状況を踏まえ、補完する独自の応急修理制度を導入した。大規模災害において柔軟な応急修理制度の運用が実施できるよう制度化を検討する必要がある。
- ・被害住宅の復旧支援に関する制度が、被災者再建支援制度の加算支援金の制度等、複数ある。そのため、応急修理制度と被災者再建支援制度の加算支援金の制度がどのように利用されたのかを検証しておくことが望ましい。
- ・災害救助法の応急修理は主に戸建て住宅を想定しているが、東日本大震災では、マンションの共有部分にも適用された。管理組合との関係や店舗・事務所・非居住住戸は対象外となるなど、制度と実態に乖離があり、様々な課題が残っている。

仙台市住宅の応急修理制度における区分所有マンション共有部分の適用について

項目		内容
対象となる世帯の条件		<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書で全壊、大規模半壊、半壊（収入要件を満たす場合）の判定を受けた世帯 ・応急、修理の実施により避難所等への避難を要しなくなると見込まれること ・応急仮設住宅（民間賃貸借上住宅を含む）を利用しないこと
対象となる修理部位	個別の世帯が単独で申し込み修理する場合	廊下側の外壁・玄関ドア・サッシ等、バルコニ外側の外壁・サッシ等、専用部分の上下水道管、パスタブ、風呂釜、台所（水栓・シンク等）、トイレ（便器）等
	共用部分を複数世帯が修理する場合	共用廊下、エレベーター（稼働しているものがない場合に限り、原則として1棟につき1基）、階段（使用可能な階段が他にない場合に限り、原則として1か所のみ）、高架水槽、浄化槽、崖上の防水処理等
	対象外となる部位等	沈下等により傾斜した基礎の補修、大規模な躯体の補修、複数階にまたがる壁の檜修、戸境壁、梁などの構造部の補修、大規模な仮設（外部足場など）を要する壁の補修、内装等

(3) 東北被災地でのヒアリングから得た課題

- ・地震による被害を対象としているため、津波による被災住宅は対象となっていない。そのため、津波による被災住宅のヘドロ除去は対象外であり、津波被害を受けた地域では必ずしも有効な支援策ではなかった。
- ・工事完了が現地検査ではなく書類のみにて行われるため、応急修理制度の修理範囲を超えた悪質な請求事例があった。
- ・被害住宅の復旧支援に関する制度（生活再建支援法に基づく支援等）が複数あり、職員が適用条件を理解できなかった。
- ・応急修理を担う業者が不足したため、市町村の斡旋を待っていると応急修理が遅れてしまうため、被災者が業者を探して申込む事例が多かった。

3-6. 被災住宅の応急修理の問題点

3-4、3-5に示された阪神淡路大震災及び東日本大震災での被災住宅の応急修理に関する問題点をまとめると、以下のとおりです。

- ・り災証明書は、従前、法令上明示的な位置付けが無いため（東日本大震災後に災害対策等基本法を改正）、発行の前提となる住宅被害調査の実施体制が十分でない自治体があったこと、また、自治体庁舎や職員も被災したため、職員の活動場所や職員数が不足したこと等により、り災証明書の発行が遅れてしまい、1ヶ月の期間内に修理を完了することができなかった。そのため、事前に庁内の体制整備をする必要がある。
- ・大規模災害時には、施工業者が不足する。また、悪質な業者も混ざっていた。そのため、発災時に施工業者を確保するため、事前に施工業者の団体等と協定を締結しておく必要がある。
- ・応急修理制度に対する住民への認知度が低い上に職員が熟知していなかった。そのため、応急修理制度の申請者には要件があること、応急修理の内容に制限があること等を知らなかった住民によるクレームが多く発生した。一方、被災住宅に関する複数の支援制度が存在し、職員が全てを把握できていない等の問題点があった。そのため、応急修理に関する基本的な考え方を整理し、平常時から住民に広報しておく必要がある。

3-7. 事前準備の必要性

- ・阪神淡路大震災や東日本大震災では被災住宅の応急修理について、想定されていなかった様々な問題点が明らかとなり、対策が後追いで実施されました。また、「応急仮設住宅整備の事前検討ためのポイント」に示すように自治体職員の声を聞くと、「東日本大震災では行政機能や職員等も被災し、冷静に考える余裕がなく、決められたことを決められたとおりにこなしていくことで精いっぱいであった。」「大規模災害では被災者数が非常に多く、また住宅確保の迅速性を求められる。その場で検討する時間の余裕はなく、可能な限り短い時間で対応するためには、事前に業務の進め方を決めておく必要があった。」等の被災後の現場での厳しい状況をうかがうことができました。これは、被災住宅の応急修理についても同様であると思われます。

- 「被災後の混乱期においては、平常時から準備していたこと以上のことは、対応できない」という前提で、平常時からできることを準備しておくことが重要です。
- 被災住宅の応急修理は、災害救助法による救助に当たり、「都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。」とされています。地域の事情を把握している市町村が県と連携して取組むことは、行政の人員確保につながり、応急修理を迅速に行うことが可能となります。このように、地域の実情を把握している市町村が県と連携して積極的に関わることは、被災住宅の応急修理の迅速化に重要です。

4. 被災住宅の応急修理の手順

4-1. 県と市町村の役割分担

- ・広域調整を行うことが可能な県と、現地の実態に精通した市町村が役割分担を行って、被災住宅の応急修理を進めることが有効と考えられます。以下に県と市町村の役割分担の例を示します。

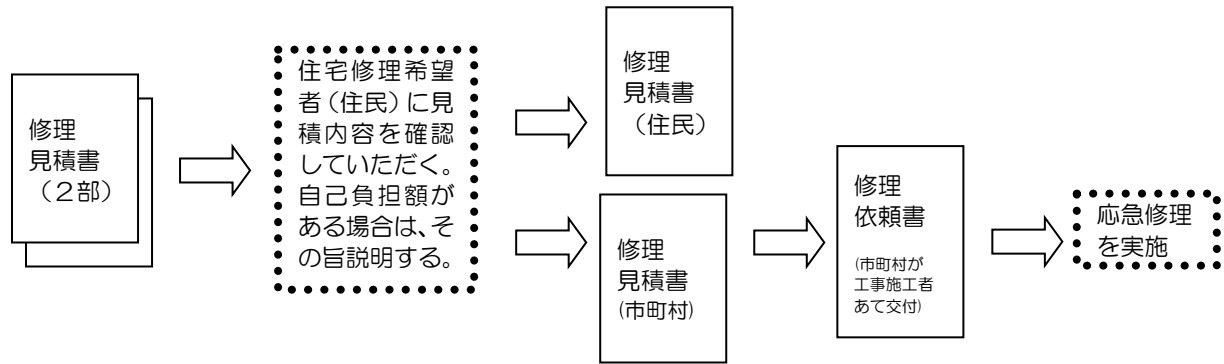
- 県の役割：市町村間、各県間、業界団体、国との調整、広報、相談を中心とした役割等
- 市町村の役割：広報、相談、業者の斡旋、修理見積受理、業者への修理依頼、業者への支払い等

- ・市町村は、住宅所有者の情報を把握し、平常時から地元業者へ工事発注の業務を行っている等、被災住宅の応急修理を行う上で地元で精通しているため、県と市町村で役割分担を決めることにより、迅速で被災者のニーズに添った応急修理が可能となります。
- ・大規模災害時には、市町村の行政機能が混乱することが懸念されますので、その際には県が主導する必要があります。

4-2. 被災住宅の応急修理のフロー（案）（出典：宮城県実施要領、一部加筆）

「被災住宅の応急修理のフロー（案）」を以下に示します。

- (1) 県が、応急修理（全体の手続の流れ、書類の記入方法、修理箇所の範囲等）について、業者（業として建設業を営む者に限る。以下同じ。）に周知する。
- (2) 県は、応急修理を行う業者のリストを参考に提示し、市町村が業者リストを作成する。市町村は、追加削除等の管理を行う。
- (3) 市町村は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。
- (4) 希望する被災者は、市町村の窓口に応急修理申込書（様式第1号、P-23～24参照）を提出し、要件審査を受ける。市町村は、必要に応じて該当者への業者の斡旋や修理見積書等工事に必要な用紙を提供する。
- (5) 被災者は、業者に希望する修理の箇所を伝え、修理見積書（様式第2号、P-25参照）の作成依頼を行う。
- (6) 業者は、住宅の応急修理の対象となる修理予定箇所と費用を記載した修理見積書を被災者に提出する。業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有するものとする。
※被災者への説明の際、被災者負担がある場合、その旨を被災者へ説明する必要がある。応急修理制度対象以外の代金については、直接被災者へ請求する。
- (7) 被災者又は業者は、修理見積書を市町村窓口に提出する。市町村は、修理見積書の内容を確認の上、修理依頼書（様式第3号、P-26参照）を交付する。
※修理見積書は、被災者と市町村用の2部作成する。



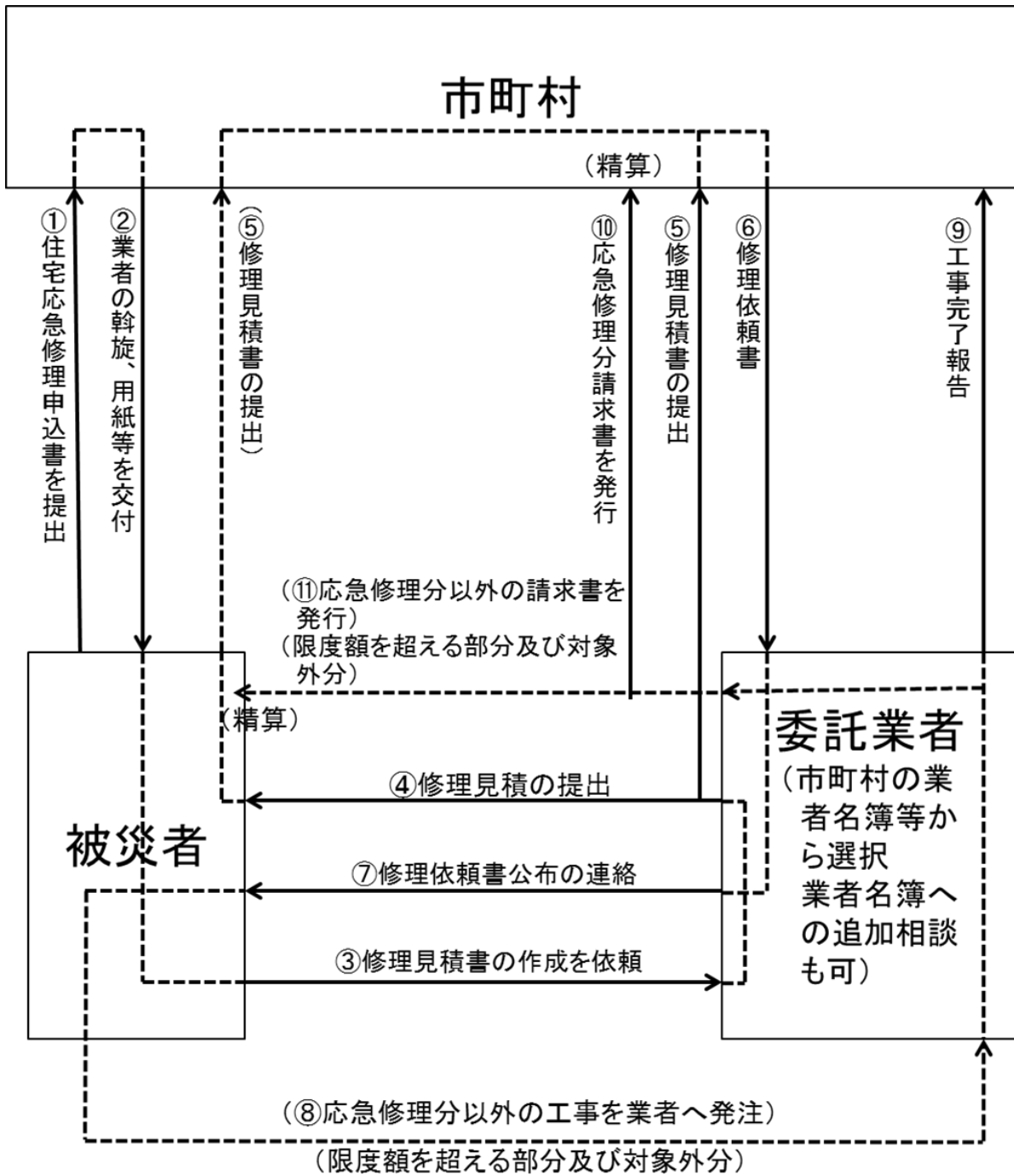
(8) 業者は、修理依頼書が交付されたことを被災者に連絡の上、工事を実施する。

(9) 業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、市町村に工事完了報告書（様式第4号、P-27参照）を提出し、合わせて応急修理に要した費用を市町村に請求する。市町村は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。

なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。

※工事写真は、工事着手前、施工中、工事完了の添付が必要となります。

○修理件数が著しく多数となり、事務処理作業に長時間を要することによる事務の停滞が予想される場合は、市町村の判断により手続きの簡素化を図った事例もあります。



- ※1 ⑤修理見積書には、屋根・壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。
- ※2 ⑨工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
- ※3 市町村の判断により、「②業者の斡旋」の段階で「⑥修理依頼書を交付」し、後日、「⑤被災者又は業者が修理見積書を市町村窓口に提出」とすることもできる。

被災住宅の応急修理のフロー（案）
出典：宮城県実施要綱

5. 被災住宅の応急修理の事前検討における着眼点・留意点

5-1. 体制整備について

- ・各県は、迅速に応急修理を進めるため、業務の一部を市町村へ委託すると考えられます。
- ・県及び市町村においては、主に建設部門（住宅）が担当することになります。
- ・市町村において、「半壊」等の判断を「り災証明」で行う場合や被災者の収入額の算定等、担当部署との連携が必要となります。
- ・大規模災害発生直後は、甚大な被害状況、膨大な被災者数、担当職員の被災、情報入手・伝達の困難等により行政内外で混乱が予想されます。そのような中で新たに応急修理の体制を構築することは困難であるため、事前に県や市町村、関係団体等で体制を整備し、それらで構成される協議会等の開催等で、連携が確実に実施できることの確認が必要です。

5-2. 応急修理業者との連携について

- ・県等は業者と災害時における応急修理に関する協定書を締結する必要があります。
- ・大規模災害時には、地元業者は道路啓開、がれき処理等を優先的に実施するため、住宅の修理を担う業者が不足することが想定されます。そのため、市町村の業者の指定事務を行わず、「地域以外の業者」も広く参入できるようにしておく必要があります。事前に地元の業者等の理解と協力が必要です。

(例) (出典：宮城県提供資料)

災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書

〇〇県（以下「甲」という。）と〇〇県〇〇会（以下「乙」という。）、〇〇協会（以下「丙」という。）とは、災害時における被災住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、〇〇県地域防災計画に基づき、甲が災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定により、実施する応急修理に対する乙及び丙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「応急修理」とは、災害救助法第23条第1項第6号に規定するものをいう。

(応急修理業者名簿の提供)

第3条 乙及び丙は、それぞれの会の会員で、あつて応急修理を行うことができる者（以下「応急修理業者」という。）の名簿について毎年6月末までに甲に提供するものとする。

(協力要請)

第4条 甲は、応急修理を実施する場合には、被災後速やかに応急修理の実施要領その他必要な事項について、文書により乙及び丙に連絡し、協力要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請できるものとし、後日速やかに文書で要請書を提出するものとする。

(協力)

第5条乙及び丙は、甲から前条の要請があったときは、甲に対する被災後も対応可能な応急修理業者の情報提供、応急修理業者に対する技術支援、その地必要な協力を行うものとする。

(応急修理)

第6条応急修理業者は、修理の程度、方法及び期間について、甲（甲が応急修理を市町村長に委任した場合、当該市町村長。以下この条及び次条において同じ。）の指示に従い応急修理を行うものとする。

(経費の負担)

第7条応急修理業者が前条の応急修理に要した費用（厚生労働者が定める限度額の範囲内に限る。）は、甲が負担するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条甲、乙及び丙は、この協定に係る連絡責任者を協定締結後速やかに定め相手方に報告するものとし、変更があった場合にはその都度相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第9条この協定の有効期間は、協定締結の日から平成〇年〇月〇日までとする。ただし、期間終了の30日前までに、甲、乙又は丙から文書で相手方に協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も間接とする。

(協議)

第10条この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定を託するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成〇年〇月〇日

甲

乙

丙

- ・ 応急修理を行う者の技術力をアップするための方策が必要です、三重県では「住まい研修アドバイザー研修会」を開催し、被災住宅に必要な技法等を研修しています。
<http://www.pref.mie.lg.jp/jutaku/HP/sumai/21/jin-bank/>

5-3. 被災住宅の応急修理の実施について

(1) 被災者台帳の活用

過去の災害においては、応急仮設住宅や住宅の応急修理、災害援護資金貸付申請の前提となる住家被害の証明については、これまでも「罹災証明書」等によらなくても、市町村窓口において、システム等により確認できるものについては、省略することができましたが、平成25年6月に「災害対策基本法」が改正され、市町村において「被災者台帳」を作成し、被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を目的外利用したり、他の自治体に提供することが可能となりました。

被災者台帳の作成・活用により、申請時に罹災証明書の添付を不要とし、被災者の負担軽減を図るとともに、支援施策を迅速に実施することも可能であるので、被災者台帳を作成した場合には、台帳情報の積極的活用を努める必要があります。

(2) 申請者の対象要件

応急修理の対象者のうち、半壊では収入要件を満たす必要があり、その収入要件を平常時に検討しておく必要があります。

(例) 半壊の場合は収入要件 (出典：宮城県実施要綱)

- ①収入額 (年収) ≤ 500 万円の世帯
- ②500万円記号<収入額 (年収) ≤ 700 万円の世帯のうち、世帯主が45歳以上の世帯又は要配慮世帯
- ③700万円収入額 (年収) ≤ 800 万円の世帯のうち、世帯主が60歳以上の世帯又は要配慮世帯

(例) 収入額の算定方法 (出典：宮城県実施要綱)

収入額の算定は、世帯が居住する住宅が被災日の属する年の前前年の収入について行うものとし、当該収入額は、「地方税法による総所得金額」が次表の左欄に掲げる額である場合の各区分に応じ、右欄の算定式により計算した額とする。

したがって、世帯の中で所得がある人全員について各々の収入額を算定し、その合計額を世帯全体の収入額として、これより認定を行う。

総所得額 (A)	収入額
97.5万円以下	(A) + 65万円
97.5万円を超え、108万円以下	(A) \div 0.6
108万円を超え、234万円以下	(A + 18万円) \div 0.7
234万円を超え、474万円以下	(A + 54万円) \div 0.8
474万円を超え、780万円以下	(A + 120万円) \div 0.9
780万円を超える	(A + 170万円) \div 0.95

※「地方税法による総所得金額」とは

当該収入が生じた年の翌年の4月1日に属する年度分の地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項に掲げる税を含む）にかかると同法313条第1項に定める「総所得金額」をいう。

例1：給与所得者・給与等収入金額－給与所得控除額

例2：事業所得者・収入－必要経費

なお、計算結果に1円未満の端数がでたときは、切り捨てるものとする。

（3）応急修理の範囲（出典：宮城県実施要領）

応急修理の範囲は、地震の被害と直接関係がある修理に限るとされていますが、わかりづらいため、平常時に応急修理の基本的な考え方を整理しておく必要があります。東日本大震災時に宮城県では、工事例や応急修理に関する基本的な考え方を以下のように示しています。

①典型的な応急修理の工事例

- ・壊れた屋根の修理（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材変更を含む）
- ・傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付け等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ・破損した柱梁等の構造部材の取替
- ・壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限度の畳の補修を含む。ただし、一戸当たり6畳を限度とする）
- ・壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む）
- ・壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む）
- ・壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- ・壊れた給排気設備の取替
- ・上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管理め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- ・電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- ・壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む）

②応急修理の基本的考え方

- ・地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となります。

（例）○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）

○壊れた便器の取替（×洗浄機能等の付帯したものは不可）

○割れたガラスの取替（取替えるガラスはペアガラスでも可）

×壊れていない便器の取替

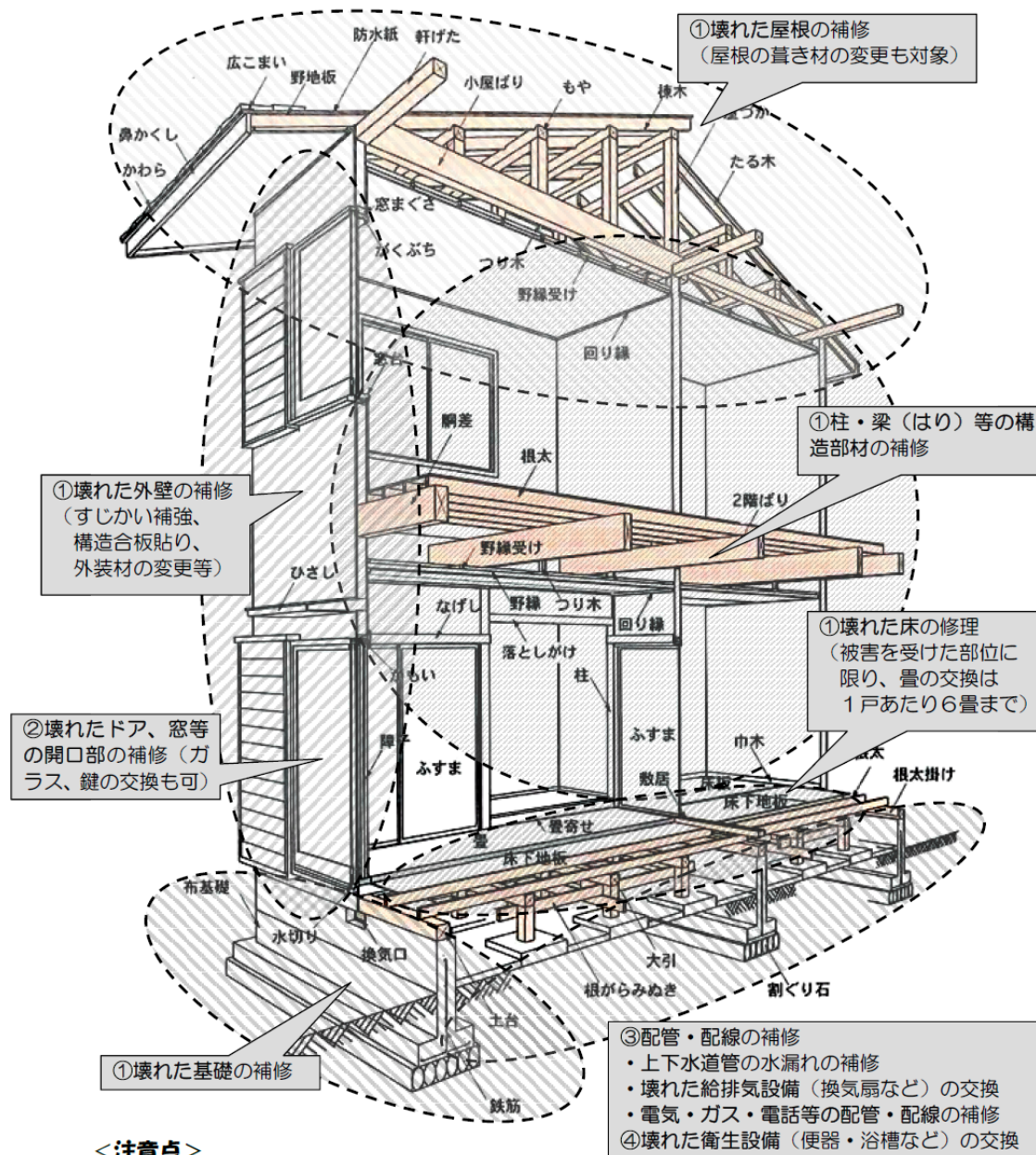
×古くなった壁紙の貼り替え

×古くなった屋根葺き材の取替

- 内装に関するものは原則として対象外ですが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とします。
 - －壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり6畳相当を限度とて対象とする。
 - －壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
 - (例) ×壊れた石膏ボードのみの取替
 - ×畳や壁紙のみの補修
- 修理の方法は代替措置でも可とします。
 - (例) ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- 家電製品は対象外です。

住宅の応急修理対象範囲

(平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震により被災した部位に限ります)



<注意点>

- ・①～④は優先度を表します。
- ・内装は原則として、対象外です(例:間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など)。
ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、1戸あたり6畳まで対象です。家電製品は、対象外です。

出典:石巻市提供資料

(4) 適用条件の広報（ヒアリング結果より）

- ・発災後の募集は、広報は新聞や県・市の広報誌等で行います。
- ・応急修理に関するトラブルをなくするためには、被災者も知っておかなければならない情報を提供しておきます。応急修理制度を住民に正しく知っていただくことは、平常時から必要な活動です。
 - ①応急修理制度を利用すれば、応急仮設住宅に入居できないこと
 - ②応急修理は、日常生活に必要最小限度の部分及び日常生活に欠くことのできない破損個所に限られていること
 - ③支援金額1世帯当たり、57万4千円（平成26年度基準）という限度があること
 - ④受付期間に限りがあること
 - ⑤応急修理をすることで本格復旧が割高になることがあること
 - ⑥その他

(5) 検査等

- ・り災証明書により、被災の程度を把握します。
- ・見積の妥当性の確認は、市町村の担当部署が業者より提出された施工間の写真等により判断します。
- ・応急修理の確認は、工事完了後、工事写真等を添付した「工事完了報告書」で行います。悪質な業者がいることもあるため、必要に応じて現地確認を行います。

(6) 必要な書類

東日本大震災時に宮城県で使用された以下の書類を P-23～P-27 に示します。

- ・住宅の応急修理の申込書
- ・修理見積書
- ・修理依頼書
- ・工事完了報告書

様式第1号

受付日 平成 年 月 日

受付番号 第 号

住宅の応急修理申込書

●●市町村長 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を●●市町村の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】

【現在の住所】

【現在の連絡先TEL】

【生年月日】

明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏 名】

印

1 被災日時 平成 年 月 日

2 災害名

3 住宅の被害の程度 半壊、半焼、大規模半壊、全壊
(※市町村が発行した「り災証明書」に基づき、被害の程度に○をつけてください。)

4 被害を受けた住宅の部位 (※該当箇所に○をつけてください。)

イ 屋根	リ サッシ
ロ 柱	ヌ 上下水道の配管
ハ 床	ル ガスの配管
ニ 外壁	オ 給排気設備の配管
ホ 基礎	ワ 電気・電話線・テレビ線の配線
ヘ 梁	カ トイレ
ト ドア	ヨ 浴室
チ 窓	

出典：宮城県実施要綱

5 世帯の状況

(世帯に属する者： 人)

氏名	世帯主との続柄	要援護者欄	前前年総所得金額
	世帯主		円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
世帯の前前年の収入額の合計			円

(注1) この表には、世帯主及び世帯に属する者で、所得のある者についてのみ記入してください。なお、大規模半壊以上の被害を受けている場合は、記入不要です。

(注2) 要援護者世帯で申請する場合には、以下の要件に該当する番号を上記の「要援護者欄」に記入してください。

- ① 心神喪失・重度知的障害者
- ② 1級の精神障害者
- ③ 1級又は2級の身体障害者
- ④ 1級の障害基礎年金受給者
- ⑤ 1級の特別児童扶養手当受給者
- ⑥ 特別項症から第3項症の戦傷病者手帳保持者
- ⑦ 厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者
- ⑧ 特級、1級又は2級の公害健康被害者
- ⑨ 常に就床を必要とし、複雑な介護を要する者
- ⑩ ①又は③に準ずる65歳以上の者
- ⑪ 治療方法未確立の特殊な疾病等で国の医療費等費用負担を受けている者
- ⑫ 配偶者と死別、又は婚姻を解消した者で現に婚姻していない者等で、現に子供を扶養している者
- ⑬ 父母のいない児童
- ⑭ 生活保護の要保護者

(注3) 「世帯の前前年の収入額の合計」欄は、記入しないでください。

添付書類

- 1 住宅が半壊以上の被害を受けたことが確認できる市町村が発行する災害証明書
 - 2 住民票（外国人世帯にあつては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書類
 - 3 世帯の前前年の総所得金額が確認できる市町村が発行する証明書類
 - 4 要援護世帯で申請する場合、要援護世帯であることが確認できる証明書類
- ※ 3及び4の書類は、大規模半壊以上の被害を受けたことが確認できる場合は、不要です。
- ※ これらの書類は事後提出も可能です。

出典：宮城県実施要綱

様式第3号

修 理 依 頼 書

(業者名)

平成 年 月 日

様

●●市町村長

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理するよう依頼しますので、工事完了後、速やかに「工事完了届」を提出してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承ください。

1 被災者住所・氏名

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 _____ 円（応急修理分）

(添付書類)

修理見積書（写）

出典：宮城県実施要綱

様式第4号

工 事 完 了 報 告 書

●●市町村長 様

(住所)
(会社名)
(代表者名)
(電話番号)

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

- 1 被災者住所・氏名
- 2 対象住宅所在地
- 3 受付番号
- 4 完了年月日 平成 年 月 日

(添付書類)
修理見積書（写）
工事写真（施工前，施工中，施工後）

出典：宮城県実施要綱